

入札公告

次のとおり総合評価落札方式による一般競争入札に付します。

令和3年4月7日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター所長 伏島 一平（公印省略）

1. 調達内容

- (1) 調達件名 高解像度魚群探知機を用いた魚種判別のための音響データベース作成ならびに魚体長・魚群密度の精度把握に関わる研究委託
- (2) 調達仕様 入札説明書による
- (3) 履行期限 令和4年3月31日
- (4) 履行場所 入札説明書による。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、地方公共団体を除く。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札方法及び提案書等の提出方法

(1) 入札方法

入札金額は、上記調達件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、この契約希望金額は、概算契約における上限額でしかなく、委託調査（事業）を実施した結果、実際の所要金額がこの契約希望金額を下回る場合には、額の確定のうえ、実際の所要金額を支払うこととなる

(2) 提案書等の提出方法

入札説明書のうち応札資料作成要領に定めるところにより、入札者は、提案書、誓約書及び提案書頁番号欄に該当頁を記載した評価項目一覧を、下記6.の入札書及び提案書等の提出期限までに提出場所に正1部を提出するとともに電子媒体にてメール送信すること。

4. 入札説明書等の交付方法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。入札説明書には、応札資料作成要領、評価項目一覧、評価手順書を含む。

①直接交付

神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構
開発調査センター開発業務課支援係
電話 045-277-0179
FAX 045-277-0209

- ② 宅配便着払いによる交付
任意様式に「高解像度魚群探知機を用いた魚種判別のための音響データベース作成ならびに魚体長・魚群密度の精度把握に関する研究委託 入札説明書宅便着払いにて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「高解像度魚群探知機を用いた魚種判別のための音響データベース作成ならびに魚体長・魚群密度の精度把握に関する研究委託 入札説明書メールアドレス、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

5. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和3年4月26日までに上記4.あてにてメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

6. 入札書及び提案書等の提出期限及び提出場所

令和3年5月17日 17時00分
4.①に同じ

入札書及び提案書等は上記日時までに提出するが、開札は提案書等の審査を終了した下記8.の日時及び場所にて行う。

7. 提案書等の審査

入札者が提出した提案書等は、評価項目一覧（提案要求事項）に記載している評価基準に基づき、点数を決定する。評価項目のうち必須項目については、全て満たなければ不合格となる。

8. 開札の日時及び場所等

令和3年5月25日 14時00分
神奈川県横浜市神奈川区新浦島町1-1-25

テクノウェイブ100 6階
国立研究開発法人水産研究・教育機構 会議室
開札後、価格点の計算及び技術点との合計作業があるため、落札者の決定まで時間を要することがある。
また、上記7.で不合格となった者の入札書は、開札しない。

9. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要。

(5) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たしている提案をした入札者の中から、総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、入札説明書等で示す要求事項のうち必須項目の要求を全

て満たしている提案をした他の者のうち総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

- (6) 入札者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

10. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
 - ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等^{※注1}として再就職していること
 - ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること^{※注2}なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
^{※注1} 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
^{※注2} 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
 - ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ② 当機構との間の取引高
 - ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
 - ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
 - ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）
- (5) その他
当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認いただくとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

11. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業務仕様書

1. 件名

高解像度魚群探知機を用いた魚種判別のための音響データベース作成ならびに魚体長・魚群密度の精度把握に関わる研究委託

2. 業務目的

海洋水産開発事業（定置網＜佐賀県玄海地区＞）では、魚群探知機による魚種判別、体長・重量の算出、密度推定を漁獲量推定のための課題としてあげている。そこで、従来の魚群探知機よりも高解像度な魚群探知機を用いて、定置網に入網している魚種の推定、ならびに高解像度魚群探知機直下に映った魚群の体長・体重、密度の推定の高精度化を行うことで、漁獲前に操業判断等に有効な魚種別漁獲量を推定することを目指す。本業務では、そのために必要な魚種別の高解像度魚探の音響データベースの作成、魚探直下の魚の尾数、体長、重量がわかっている状態での高解像度魚探での魚群密度、体長、重量の推定を行い、その精度の検証を行う。

3. 業務場所 受託者指定場所

4. 業務内容

本業務に必要な魚、業務に必要な高解像度魚群探知機、計量魚群探知機、大型水槽、解析プログラムは受託者側で用意すること。なお、業務途中に下記に指定される対象種の調達が大きき困難を伴うこととなった場合には、担当職員と協議の上、全国的に漁獲されているイカ類および魚類を対象範囲として対象種の変更することがある。

（1）種別音響データベースの作成

音響実験が可能な大型水槽（幅5×奥行5×深さ6m以上、観測中に音響ノイズが見られる場合にはノイズ軽減対策を行い、周囲はガラス張り等水槽内を横から撮影が可能であること。）内において、高解像度魚群探知機(AquaMagic, AquaFusion 社製)を水槽の上から設置して対象魚を多数（1～50 個体程度）遊泳させ、魚種別の音響情報と遊泳行動情報のデータを取得し、種によってどのような音響反応になるかについてのデータベースの作成を行う。実験対象種はスルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、アオリイカから2種以上とし、データ取得は、各種で3条件以上の尾数の計測を、各条件で1日以上実施する。計測日数については、魚のデータが確実に取得できた実験日数のみを扱う。尾数の選択は1～50 個体の範囲を可能な限りで広く網羅できるように選択する。

（2）魚体長・重量算出プログラムの最適化のための精度検証

音響実験が可能な大型水槽を用いて、実際に高解像度魚群探知機を上から設置するとともに、体長・重量が既知である魚を遊泳させ、高解像度魚群探知機用の魚体長推定プログラム（Magic View, AquaFusion 社製）を用いて、体長・重量の推定値を得る。データ取得は、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、アオリイカをはじめマアジ、マサバ、ブリ、イワシ

類の中から 3 種以上を対象とする。計測は 1 尾ずつ行い、種ごとに尾叉長、重量がことなる個体の計測を、各条件で 30 ピング（音の発射回数）以上実施する。計測数については、データが確実に取得できた計測数のみを扱う。得られた魚探データによる推定値と実測値を尾数や魚種等の条件により比較し、誤差が見られる場合はその要因を特定するための検証を行う。

（3）魚群密度算出プログラムの最適化のための精度検証

音響実験が可能な大型水槽を用いて、実際に高解像度魚群探知機を上から設置し、水槽内に対象魚を一定数遊泳させ、魚群探知機の音波の範囲内に遊泳する尾数が既知な状態にて音響データを取得し、魚群密度推定プログラム（Magic View, AquaFusion 社製）を用いて、魚群密度を推定する。実験の際には、魚群の遊泳密度の補足情報としてビデオカメラを横ならびに上部に設置して動画の撮影を行うとともに、従来の密度推定に使用されていた計量魚群探知機を高解像度魚群探知機と併設して音響データを取得する。データ取得は、各種で 3 条件以上の尾数の計測を、各条件で 1 日以上実施する。計測日数については、魚のデータが確実に取得できた実験日数のみを扱う。データ取得は、スルメイカ、ヤリイカ、ケンサキイカ、アオリイカをはじめマアジ、マサバ、ブリ、イワシ類等の全国的に漁獲されている魚類の中から 1 種以上を対象とする。尾数の選択は 50 個体以上とし可能な限り多個体での計測を 3 条件以上の尾数で計測する。得られた高解像度魚探データによる推定値と実測値を比較し、誤差が見られる場合はその要因を特定するための検証を行う。また、高解像度魚探データと計量魚群探知機から得られたデータの比較し、従来得られていた密度情報との比較も行う。

5. 業務期間 自) 契約締結日
 至) 令和 4 年 3 月 31 日

6. 成果物 上記で取得したデータならびにそれに付随する野帳を、実験方法とその結果の詳細を記載した報告書とともに USB 等の記録媒体にて、センターに提出すること。
提出先 国立研究開発法人水産研究・教育機構 開発調査センター

7. 権利条件

本業務で得られた知見に関して学会発表、学術誌への投稿、その他に関してはセンターと協議・承認の上、指定する手続きを行い、受託者名をもって外部に公表できるものとする。

8. その他 詳細については担当職員の指示に従うこととする。